

緑地の配置方針

施設緑地

現在の施設緑地は、都市公園及び開発行為による公園・緑地、町民グラウンドや体育館、学校グラウンドなどの都市公園以外の公共施設緑地が各地に配置・整備されており、都市公園を含む公共の施設緑地の整備面積は、町民1人当たり10.5㎡となっています。

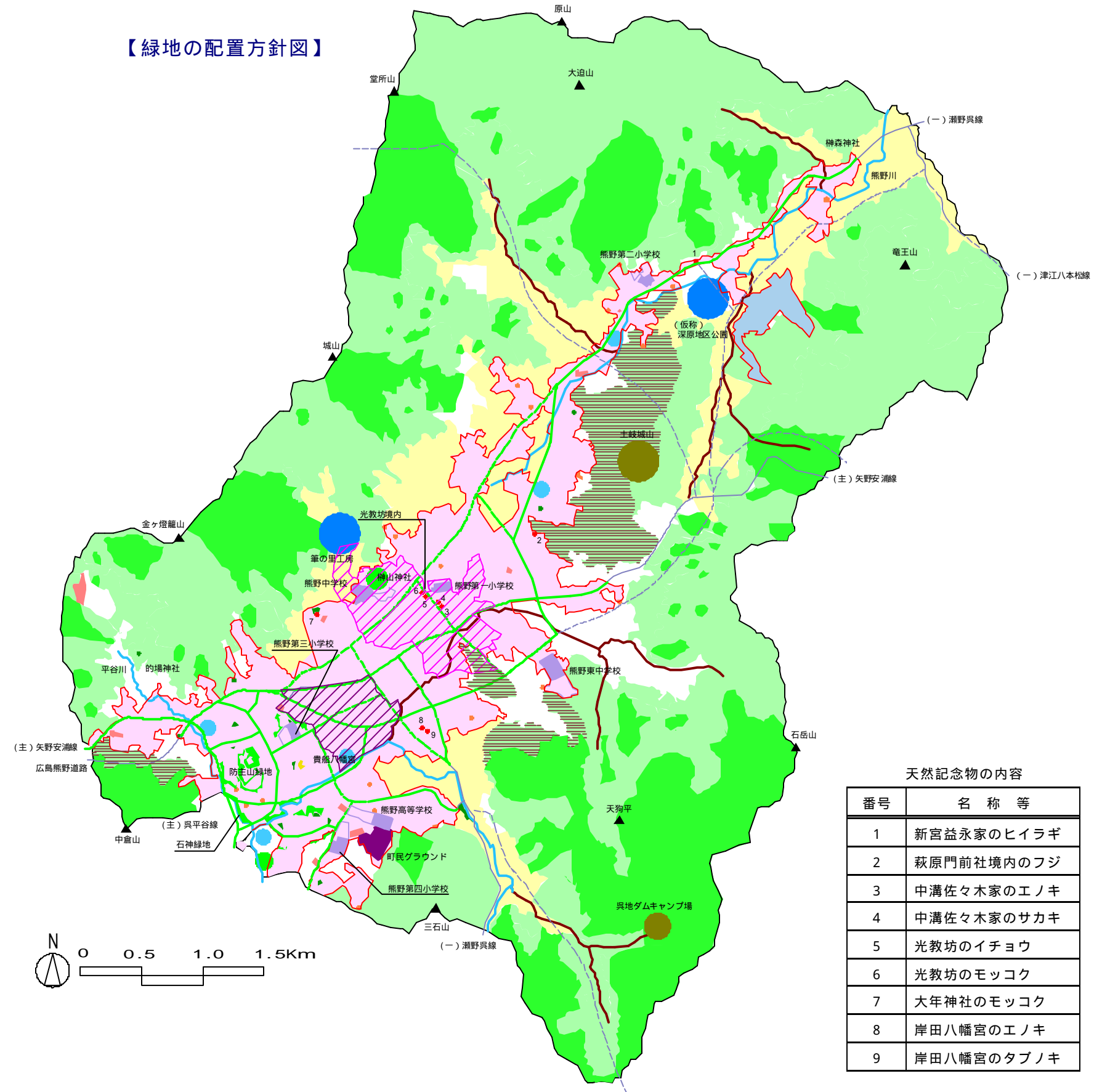
本計画では、町民1人当たり20㎡以上の確保を目指し、深原地区公園(仮称)など都市公園の計画的な整備、歴史・自然的な特性を有する自然緑地の整備に努めるなど、施設緑地を積極的に整備していきます。

地域制緑地

地域制緑地は、伝統・文化的な意義を有するもの、動植物の生息地などの地域特性等から、保全すべき山林や樹木、市街地の安全性の確保や潤い空間となっている河川などについて、それぞれの目的・制度に従い地区の指定が行われています。

本計画では、安全な都市空間の確保や良好な都市環境の形成を図るため、既存制度の活用及び新たに緑の保全・活用を図るための対応策の検討に努め、市街地内外の良好な緑の保護・育成を図ります。

【緑地の配置方針図】



天然記念物の内容

番号	名称等
1	新宮益永家のヒイラギ
2	萩原門前社境内のフジ
3	中溝佐々木家のエノキ
4	中溝佐々木家のサカキ
5	光教坊のイチョウ
6	光教坊のモッコク
7	大年神社のモッコク
8	岸田八幡宮のエノキ
9	岸田八幡宮のタブノキ

凡 例		施設緑地		地域制緑地	
既存・既決定	構 想	街区公園	都市公園	保安林区域	法・条例等によるもの
近隣公園	地区公園	都市緑地	運動広場	地域森林計画対象民有林	
町民レジャー農園	学校グラウンド	公共空地	町民レジャー農園	河川区域	
開発公園	民間施設緑地	民間施設緑地	学校グラウンド	砂防指定区域	
面整備事業による適正な公園整備	面整備事業による適正な公園整備	面整備事業による適正な公園整備	民間施設緑地	農用区域	
中心市街地活性化地区における適正な公園整備	中心市街地活性化地区における適正な公園整備	中心市街地活性化地区における適正な公園整備	民間施設緑地	天然記念物	
街区公園の均等配置を図る地区	街区公園の均等配置を図る地区	街区公園の均等配置を図る地区	民間施設緑地	緑の保全制度を検討する緑地	
			民間施設緑地	街 路 樹	
			民間施設緑地	その他主要道路	
			民間施設緑地	工業地	
			民間施設緑地	将来市街地	
			民間施設緑地	都市計画区域	